

令和6年4月1日

令和6年度 運輸安全マネジメントへの取り組み



大正交通株式会社

代表取締役 道見 誠一

北海道帯広市大正町基線 89 番地

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) いかなる環境下においても、輸送の安全確保を最優先します。
- (2) 安全輸送に関する関係法令等の遵守を徹底します。
- (3) 指導、講習等を適切に実施し常に安全意識の向上に努めます。
- (4) 万が一事故、災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い他の機関と連携し被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げます。

『輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、また最大の顧客満足である』

と考え、なにより最優先に取り組む。

安全マネジメントの実施により、弊社における3原則である

『安心安全な輸送』『快適な車両提供』『親切丁寧な真心こもった接客』

の徹底により、お客様に信頼され、選ばれるタクシー会社を目指します。

私たちが目指すプロドライバーとは・・・

社会・お客様・会社・同僚などのルールを守り基本的で当たり前の事が、いつでも当たり前に出て、相手の立場にたって**考動**出来る人が本当のプロである。

仕事が早い・運転が上手い・慣れている・・・が当社の目指すプロではない

いかなる時も冷静に平常心で判断できることが当社の目指すプロドライバーである

交通安全宣言

- 1.安全速度・交通ルールを必ず守ります
- 2.思いやりと譲り合いの心で運転します
- 3.交差点では必ず安全を確認してから侵入し歩行者、二輪車の安全を守ります
- 4.昼間のライト点灯を守り、まわりに注意を促します
- 5.お客様のシートベルト着用を呼びかけます
- 6.事故0を掲げ、社会に信頼される公共交通を目指します

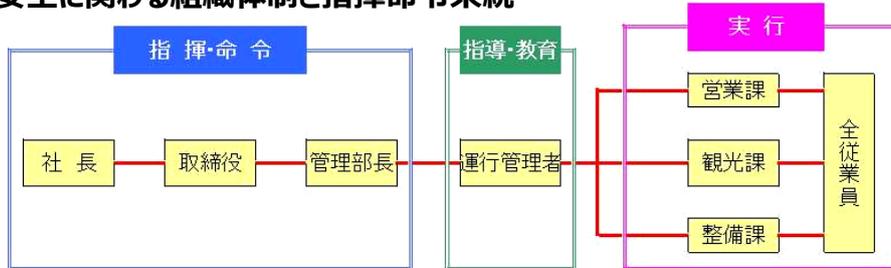
仕事が早い・運転が上手い・慣れている・・・が当社の目指すプロではない

※心ある接客とおお客様の乗り心地を意識した運転に努める。(急の付く運転の禁止)

2. 輸送の安全に関する重点施策

経営のトップから全従業員へ、輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項、ならびに年4回のスローガンを掲げた交通安全とサービス向上運動を実施する。

(1) 輸送の安全に関わる組織体制と指揮命令系統



○事故発生時の緊急体制

- ①負傷者の有無を確認 ②人命救護に努める ③救急機関への要請 ④本社へ状況報告



※実車中事故が発生した際は、お客様が負傷していないかを確認すること。

周囲の負傷者や怪我の状況を確認し救急車両手配の必要性、警察への通報の要請をする。

1. 万が一事故・災害が発生した際、双方事故の過失に関わらず負傷者が居る場合は、**怪我の状況と周囲の状況を把握し、人命救助を最優先すること。**

その後、救急車両の手配や、警察への通報の有無を本社に早急に連絡してください。

(無線、携帯などの使用が出来ない場合は通行人などに要請を依頼すること)

2. 本社は、現場の状況を把握し速やかに他の機関と連携し被害の拡大防止に努める。

事故の状況・負傷者の状態を判断し救急車の必要性、警察への通報、事故処理担当ならびに付近の車両を現場へ急行させ事故状況の把握に努める。

3. 本社からの指示により現場に配車になった者は、同じく人命救助、乗客の保護を何より最優先すること。(必要に応じて本社へ別車両の応援要請をすること) その後、事故の状況や負傷者の状態を本社へ連絡すること。

輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

項目	目標	今期状況
有責事故総件数 (第一、第二原因)	昨年発生件数の5割減	7件
重大事故	0件	0件
人身事故	0件	0件
法令違反等	0件	0件

※交通事故区分

第一原因・・・当方の過失 100%の交通事故

第二原因・・・過失の大小に関わらず、当方に過失の生じる交通事故

第三原因・・・当方の過失が生じない交通事故

※有責事故とは、第一原因及び第二原因の交通事故をいう

適性診断の受診状況

(自動車運送事業者は事故惹起運転者、初任診断、高齢運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断の受講することを義務とする)

一般診断 (任意)・・・すべてのドライバー (心理、生理の特性、助言、指導)

初任診断 (義務)・・・新たに採用された者 (プロドライバーとしての自覚)

適齢診断 (義務)・・・65歳以上の者 (身体機能の運動能力、助言、指導)

特定診断 (義務)・・・重大事故を起こした者 (運転者としての能力、運転経歴、カウンセリング、助言、指導、再発防止)

種類	今期対象者数	受診状況	来期対象者数	実施予定
一般診断	0人	0人	0人	R6年度中
初任診断	3人	0人	0人	〃
適齢診断	2人	0人	4人	〃
特定診断	0人	0人	0人	〃

※令和5年度における対象者受講済み

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

(総件数及び類型別事故件数)

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

類型別	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0 件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けたものをいう）を生じたもの	0 件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続する事ができなくなったもの	0 件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）、又はシャシばねの破損、又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止に図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件
車両故障事故	0 件

国土交通省による行政処分の状況

(処分内容及び講じた措置等)

令和 5 年度における処分なし

3. 輸送の安全に関する取り組み

(1) 運行前及び帰庫後の点呼の際、輸送の安全に関わる注意の呼びかけと健康状態の把握に努める。

- ・当月もしくは過去同時期の事故、災害の発生状況をふまえた指導や注意を促し事故防衛への意識を高める。
- ・アルコール検知器など健康を把握する際に使用する機器は定期的に点検し維持管理に努める。
- ・出庫前、帰庫後の点呼の際には健康状態、車両異常の有無、路面状況、事故災害などの報告を求め、かつ交代する乗務員へ周知する。
- ・車両清掃の際、小さな外傷や車両異常を見逃がさずその都度交代乗務員への報告ならびに点呼員へ報告し改善する。
- ・毎月乗務員から代表者を選任し、月 1 回の安全輸送とサービス向上に関するミーティングを行い全従業員へ周知する

(2) 交通安全、サービス向上に関わる実施計画

○春の全国交通安全運動、ハイタク交通事故防止強化月間・・・4月～6月

- ・無事故、無違反者表彰（4月中）
- ・小型車三角旗掲揚（4/6～4/15）
- ・春の事故防止および交通安全講習（4月中）
- ・交通事故死ゼロを目指す日運動、デイライト強化（4月～6月）
- ・安全祈願祭・春の乗務員研修（5月中）

（令和6年度発生事故対策、今年度の目標と取り組み）

- ・観光乗務員選任および研修（6月頃）

・ヒヤリハット研修、ドライブレコーダー映像研修（6月中）

○夏の全国交通安全運動・・・7月～8月

- ・セーフティラリー北海道（7/1～10/31）
- ・夏の交通安全運動、三角旗掲揚（7/13～7/22）
- ・全道ハイタクサービス向上月間（8/1～8/31）
- ・タクシーの日、記念キャンペーン（8/5）
- ・夏祭り及び花火大会、プロ野球など催事に向けた安全対策（8/1～8/15）
- ・夏の接客および交通安全研修（8月）

（後楽シーズンにおける安全対策、接客マナーにおけるプロ講師をお招きし講習）

○秋の全国交通安全運動・・・9月～10月

- ・交通事故死ストップ十勝百日作戦運動（9/11～11/30）
- ・秋の全国交通安全運動（9/21～9/30）
- ・帯広市交通死亡事故抑止対策総決起大会、街頭運動、パレード（未定）
- ・自動車点検整備強化月間、重点実施（10/1～11/31）
- ・秋の安全対策研修（10月）

（農繁期を迎える事故対策、夕暮れ時の交通弱者対策、年末繁忙期に向けた対策）

- ・冬季前の点検と整備にむけた心得
（不凍液、バッテリー、スタッドレスタイヤなど）

○冬の交通安全運動・・・11月～3月

- ・冬の安全運動、三角旗掲揚（11/13～11/22）
- ・帯広神社初詣街頭指導、臨時交通規制、指導（12/31～1/1）
- ・年末年始安全総点検（12/20～1/20）

（疾病、疲労、飲酒防止の安全対策、事故災害時の緊急体制、インフルエンザの対策）

- ・冬の研修（12月）

（冬型の事故対策、外部講師による当社の安全対策を考える）

- ・新年安全祈願祭（1月）
 - ・第62回氷まつり、臨時乗降場設置および指導（1/25～1/27）
 - ・市内乗り場除雪、状況により各社出動（未定）
 - ・整備管理者選任後研修（1月下旬～2月上旬）
 - ・市内乗り場除雪、状況により各社出動（未定）
 - ・地区協会長表彰式、永年勤続指導員、優良乗務員、無事故競争優秀会社（3月）
-